

沼津市立病院駐車場管理業務 基本仕様書

1. 目的

沼津市立病院（以下「甲」という。）の駐車場（以下「本駐車場」という。）について、合理的かつ適切な駐車場管理業務を駐車場運営事業者（以下「乙」という。）が担うことにより、本駐車場の円滑かつ効率的な管理運営を行うことを目的とする。また、乙は、基本仕様書に示す内容を満たす業務の実施内容に関する提案を行う。

2. 法令等の遵守

乙は、業務の実施にあたり、駐車場法および個人情報の保護に関する法律等の関連法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守し、必要となる許認可の取得、届出、点検その他の法令等に定める事項を実施しなければならない。

乙は、基本仕様書が関係法令等と不整合していることが判明した場合は、直ちに書面にて甲に報告し、甲は内容を確認しなければならない。

3. 病院概要および業務条件等

(1) 所在地

静岡県沼津市東椎路字春ノ木550

(2) 病院概要

①病床数

426床

②外来患者数（28年度実績）

651名/日程度

(3) 駐車台数

647台（自走式立体駐車場（来院者用）484台、平面駐車場（職員用）160台、平面駐車場（来院者用）3台）

※管理範囲は別紙のとおり

(4) 管理形態

自走式立体駐車場は来院者用時間貸し駐車場として、平面駐車場は職員用駐車場として運用するものとし、駐車場管理機器等（以下「駐車機器等」という。）による無人管理を行うものとする。

(5) 業務開始予定

平成30年4月1日

4. 業務概要

本駐車場において、乙は、駐車機器等の設置および保守管理を行うものとし、年中無休24時間体制による管理体制を確保し、駐車場利用者等の安全確保および本駐車場の円滑かつ効率的な管理運営を行う。

(1) 駐車場運営時間

年中無休24時間

(2) 駐車場料金

本駐車場は有料とし、以下の料金設定とする。

① 外来患者および入退院患者の付添い

1日100円

② 一般（お見舞い等上記以外）

1時間毎100円（ただし30分以内は無料）

※免除券対象者（身障者、妊婦等）は最大4時間まで無料

(3) 駐車機器等の設置

駐車場管理運営業務に必要な次の駐車機器等を設置すること。

① 駐車券発行機 1台

② 出口精算機 2台

③ カード読取機 2台

④ 事前精算機 1台

⑤ カーゲート 6台

⑥ バーキャッチャー 5台

⑦ バー受け 1台

⑧ 出庫注意灯 4台

⑨ 集中精算機（平面駐車場） 1台

⑩ フラップ（平面駐車場） 3台

⑪ 駐車券認証機 6台

⑫ オートフォン 2台

⑬ 料金案内看板 2台

⑭ 管理規定看板 3台

⑮ 利用案内看板 適宜

⑯ その他駐車場を運営管理するうえで必要な機器および設備

(4) 業務内容

乙は、次の業務を実施する。

- ① 駐車機器等の保守点検・維持修繕
- ② 集金・つり銭の補充
- ③ 駐車券等消耗品の補充、回収（4時間免除券、1日免除券）
- ④ 駐車場に関する問い合わせおよび苦情対応
- ⑤ 駐車場内事故、トラブル等の緊急対応
- ⑥ 災害時の初期対応
- ⑦ 職員用パスカード等の発行
- ⑧ 駐車場売上の報告
- ⑨ その他駐車場運営管理に必要な事項
- ⑩ カーシェアリング運営に関する業務
(配置車両は7～8人乗り1台、小型自動車1台とする)

(5) 運営管理体制

- ① 年中無休24時間体制による管理体制を確保し、駐車機器等の障害が発生した場合には、迅速に現場へ出動し障害復旧を行うこと。
- ② 年中無休24時間体制のコールセンター機能を有し、緊急時には遠隔操作等により迅速な対応が可能であること。
- ③ 個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、個人情報の取り扱いに係る対応を内規等により具備していること。
- ④ 本駐車場の設備、環境整備等に改善が必要な場合には積極的に提案すること。
- ⑤ 大規模災害時の対応について記載すること。

(6) その他

- ① 救急車入口については、当院防災センターによるゲート開閉を行うものとし、現行の運用を継続することを前提に機器設置を行う。
- ② 立体駐車場内の車路管制機器（フロア満空表示等）は既存機器を継続使用するものとする。
- ③ カーシェアリング事業は自社またはグループ会社で行うものとし、カーシェアリング業務に係る収入は、乙の収入とする。

5. 費用負担区分

(1) 甲が負担する費用

- ① 駐車場本体およびアスファルト舗装の修繕、維持管理費
- ② 車路管制設備（フロア満空表示等）、消防設備、エレベーター設備、照明設備等駐車場附帯設備および甲設置看板（乙設置物を除く）の修繕、維持管理費

- ③ 水道光熱費
- ④ 清掃費
- ⑤ 警備費
- ⑥ 火災保険、施設所有者賠償責任保険等
- ⑦ 本駐車場管球交換費
- ⑧ 公租公課・町内会費
- ⑨ 不正放置車両対応費（処分含む）

(2) 乙が負担する費用

- ① 駐車機器等の機器代金
- ② 駐車機器等の設置工事に係る費用
- ③ 駐車機器等の保守・修繕費用
- ④ 駐車券・ジャーナル等駐車場機器消耗品費および補充、回収費
- ⑤ 集金費、つり銭補充費
- ⑥ 本駐車場利用者からの苦情、問い合わせ受付のコールセンター費用
- ⑦ 本件駐車場内における事故、トラブル時現地一次対応費
- ⑧ 業務に必要な通信費
- ⑨ 駐車機器等に係る施設所有者賠償責任保険、動産保険等
- ⑩ カーシェアリング業務に係る費用

6. 契約条件

(1) 契約期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで（6年間）

(2) 契約方式

業務委託契約

(3) 業務委託料

駐車場収入は全て甲に帰属するものとし、甲は乙に対し、毎月定額の固定業務委託料を支払うものとする。

7. 業務の委託

乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。

8. 情報管理・秘密保持

甲および乙は、業務上知り得たお互いの業務内容や個人情報等一般に公開していない情報を第三者に漏らし、または他の目的で利用してはならない。

9. その他

- ① 甲および乙は、契約期間中に利用者ニーズや社会情勢の変化、法令等の変更、追加、大規模災害等、その他甲および乙の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合、甲乙協議のうえ対応するものとする。
- ② 駐車機器等の設置にかかる用地については沼津市有財産取扱規程に基づく貸付けとし、貸付料は免除する。
- ③ 基本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、甲乙協議のうえ対応するものとする。